

島根県建築基準法取扱

6 限定特定行政庁と島根県の業務対象について

建 第 1 6 5 1 号
平成 24 年 4 月 1 日
改正 建 第 5 8 8 号
平成 29 年 8 月 8 日
建 第 1 8 0 7 号
令和 7 年 3 月 31 日

限定特定行政庁の業務は、下記とする。

また、他法令（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・長期優良住宅の普及の促進に関する法律・浄化槽法など）による申請又は届出等も同様とする。

1. 令第 148 条第 1 項に定める事務（知事の許可を必要とするものを除く。）

(1) 建築物

①法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が 3 以上であるもの、延べ面積が 300 m²を超えるもの及び高さが 16m を超えるものを除く。）（以下「特定第 2 号建築物」という。）

②法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物

③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第 25 条の規定により、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物（法第 6 条第 1 項第 3 号）とみなした建築物

※都市計画区域等外の法第 6 条第 1 項第 3 号建築物相当に対する建築工事届及び建築物除却届の届出等は県の業務とする。（土砂災害防止法第 25 条の規定により、法第 6 条第 1 項第 3 号とみなした建築物を除く。）

(2) 工作物（上記建築物以外の敷地内に築造するものを除く。）

①令第 138 条第 1 項第 1 号の煙突（6 m < 高さ ≤ 10m）

②令第 138 条第 1 項第 3 号の広告塔等（4 m < 高さ ≤ 10m）

③令第 138 条第 1 項第 5 号の擁壁（2 m < 高さ ≤ 3 m）

2. 令第 148 条第 3 項第 1 号に定める事務

1. による建築物又は工作物に関する下記の事務

①指定確認検査機関の処分に対する措置

（法第 6 条の 2 第 6 項, 第 7 項, 法第 7 条の 2 第 7 項, 法第 7 条の 4 第 7 項）

②検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

（法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号, 第 4 項）

③違反建築物に対する措置（法第 9 条）

④建築監視員（法第 9 条の 2）

⑤違反建築物の設計者等に対する措置（法第 9 条の 3）

⑥保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言（法第 9 条の 4）

⑦著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令（法第 10 条）

⑧集団規定（法第 3 章）に適合しない建築物に対する措置（法第 11 条第 1 項）

⑨報告、検査等（法第 12 条）

島根県建築基準法取扱

⑩計画通知建築物に対する措置

(法第 18 条第 19 項, 第 38 項第 1 号, 第 40 項, 第 41 項)

⑪敷地の接道に係る認定 (法第 43 条第 2 項第 1 号)

⑫応急仮設建築物の存続許可 (法第 85 条第 3 項)

⑬仮設興行場等の建築許可 (法第 85 条第 6 項)

⑭一団地認定・連担建築物認定及び認定取り消し

(法第 86 条第 1 項, 第 2 項, 第 8 項, 法第 86 条の 2 第 1 項, 第 6 項,
法第 86 条の 5 第 2 項, 第 4 項)

⑮一団地の住宅施設に関する都市計画の決定 (法第 86 条の 6)

⑯全体計画認定 (法第 86 条の 8 第 1 項, 第 3 項から第 6 項, 法第 87 条の 2 第 1 項)

⑰用途を変更して公益的建築物として使用する建築物の存続許可 (法第 87 条の 3 第 3 項)

⑱用途を変更して興行場等として使用する際の使用許可 (法第 87 条の 3 第 6 項)

⑲工事中の特殊建築物等に対する措置 (法第 90 条の 2 第 1 項)

⑳書類の閲覧 (法第 93 条の 2)

㉑大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定 (令第 137 条の 12 第 6 項)

㉒大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定 (令第 137 条の 12 第 7 項)

3. 令第 148 条第 3 項第 3 号に定める事務

①道路位置指定 (法第 42 条第 1 項第 5 号)

② 2 項道路指定 (法第 42 条第 2 項 (幅員 1. 8 m 未満の道の指定を除く。)))

③ 4 m 以上 6 m 未満の道路の指定 (法第 42 条第 4 項 (幅員 1. 8 m 未満の道の指定を除く。)))

④私道の変更・廃止の制限 (法第 45 条)

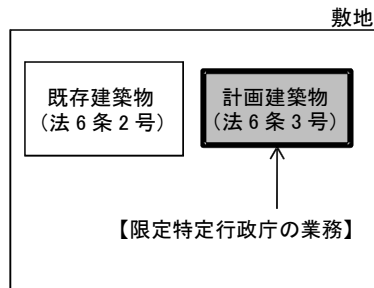
⑤予定道路の指定 (法第 68 条の 7 第 1 項 (同項第 1 号に該当する場合に限る。)))

⑥道路位置指定における隅切り部の基準適用除外認定 (令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号)

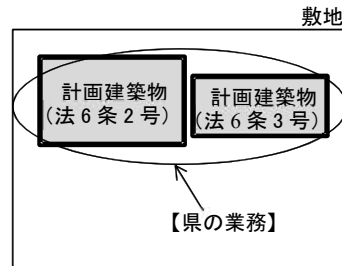
島根県建築基準法取扱

解 説

事例 1 : 特定第 2 号建築物又は法第 6 条第 1 項第 3 号建築物を**単独で建築**する場合は、敷地内の既存建築物の規模・構造・用途に関わらず、限定特定行政庁の業務対象とする

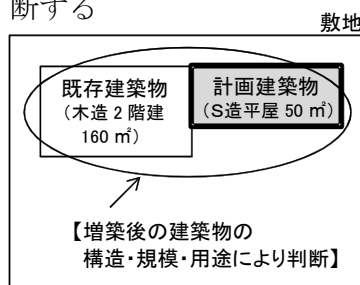


事例 2 : 敷地内に法第 6 条第 1 項第 2 号建築物と特定第 2 号建築物又は法第 6 条第 1 項第 3 号建築物を一の**建築行為**として計画する場合は、すべての建築物・工作物を島根県の業務対象とする。

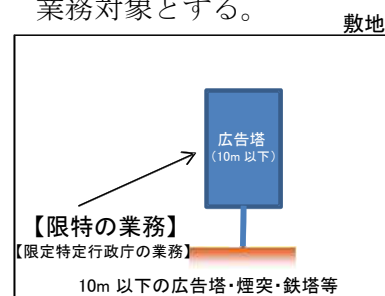


※一の建築行為とは
一つの敷地において確認申請時に同時及び計画変更により追加して建設する場合

事例 3 : 既存建築物に増築等を行う場合は、増築等を行った後の建築物の規模・構造・用途により業務対象を判断する

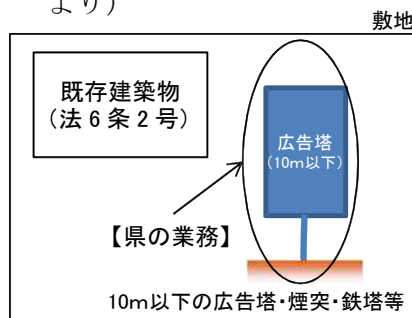


事例 4 : 建築物が存在しない敷地内に 10m 以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、限定特定行政庁の業務対象とする。

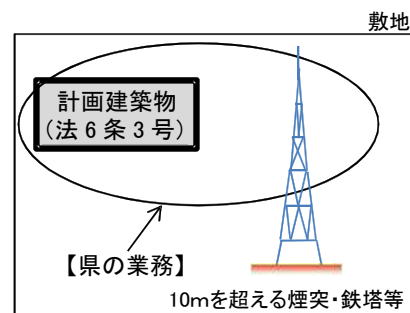


事例 5 : 特定第 2 号建築物又は法第 6 条第 1 項第 3 号建築物以外が存在する敷地内に 10m 以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、島根県の業務対象とする。

(※令 148 条第 1 項第 3 号括弧書きより)



事例 6 : 特定第 2 号建築物又は法第 6 条第 1 項第 3 号建築物の建築と 10m を超える煙突・鉄塔等の築造を同時にする場合、島根県の業務対象とする。



関連法令

建築基準法第 97 条の 2 第 1 項及び第 4 項
建築基準法施行令第 148 条

参 考